

川越市告示第六百六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和五年九月十九日

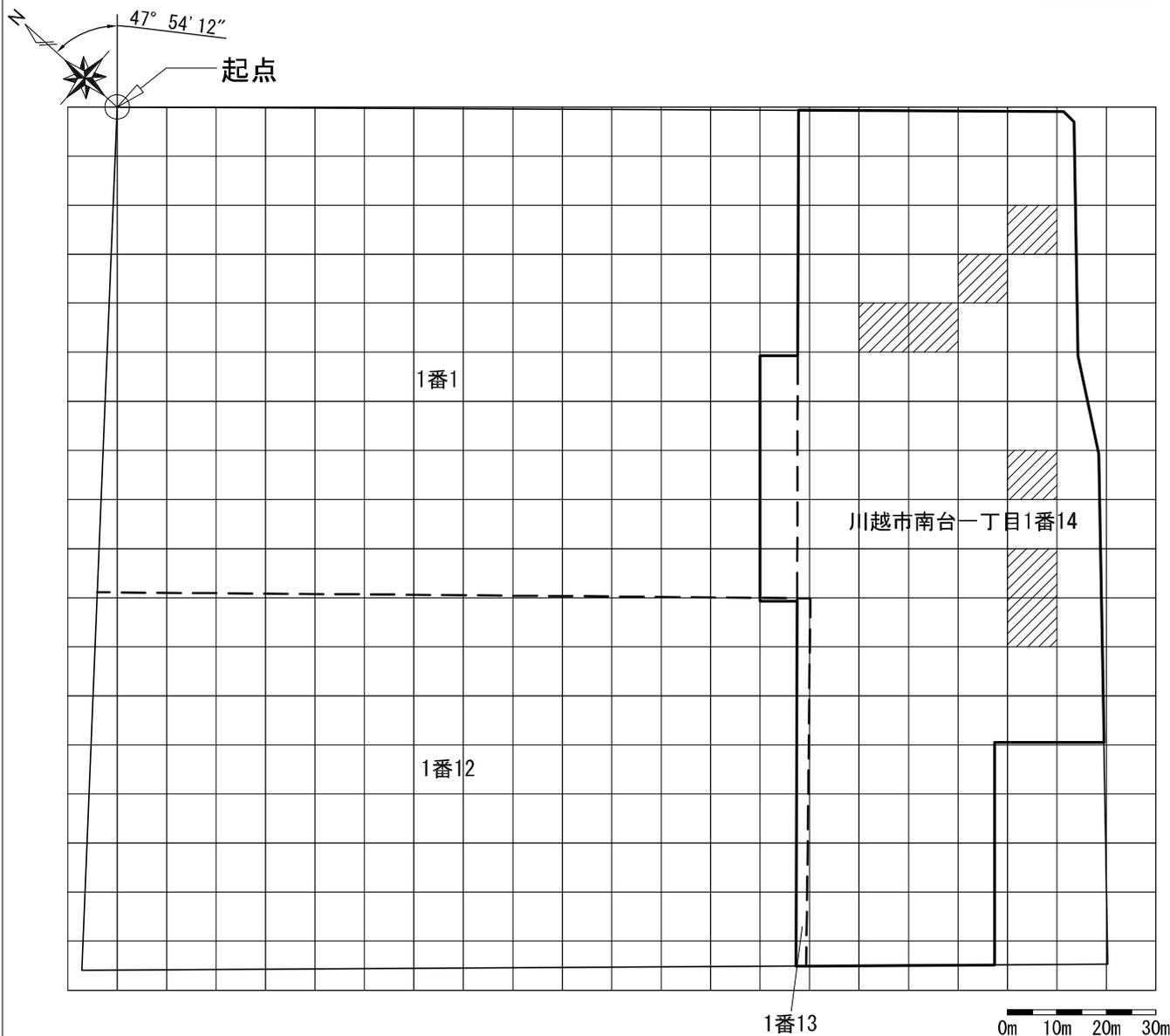
川越市長 川 合 善 明

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（川越市南台一丁目一番十四の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物



【凡例】

-  形質変更時要届出区域に指定する区域
-  単位区画
-  筆境界
-  届出範囲
-  敷地境界

【起点】

起点は、川越市南台一丁目1番1の最北端とする。

格子の回転角度（47度54分12秒）

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。